

◎チェックリスト【法第16条第1項：汚染土壌の区域外搬出届出書】

案件名			
区域指定番号	届指- 号	届出日	

○鑑（別添計画書のとおりと記載されている場合、計画書に記載されていれば良しとする。）

チェック項目	チェック欄
届出者	<input type="checkbox"/>
搬出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名が記載されているか。	
汚染状態	<input type="checkbox"/>
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度が記載されているか。	
汚染土壌の体積	<input type="checkbox"/>
特定有害物質ごとの搬出汚染土壌の体積が記載されているか。なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m ³ 」と記載されているか。	
汚染土壌の運搬の方法	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）が記載されているか。	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/>
運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称が記載されているか。	
汚染土壌の搬出の着手予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の搬出に着手する予定日が記載されているか。着手予定日の14日前までに届出されているか。	
汚染土壌の搬出完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の搬出が完了する予定日が記載されているか。	
汚染土壌の運搬完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の運搬が完了する予定日が記載されているか。搬出完了予定日から30日以内の日付が記載されているか。	
自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	<input type="checkbox"/>
自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号が記載されているか。	
積替施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先	<input type="checkbox"/>
運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先が記載されているか。なお、『特別な運搬行為』についても、この行為を行う場所が積替場所として記載されているか。	
保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先	<input type="checkbox"/>
積替えのために汚染土壌を一時的に保管する場合は、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載されているか。	
汚染土壌を処理する場合、要措置区域等の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面（公図等）が添付されているか。	
汚染土壌を処理する場合、汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/>
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称が記載されているか。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称が記載されているか。	
汚染土壌を処理する場合、汚染土壌を処理する施設の所在地	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設の所在地が記載されているか。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には各々記載されているか。	
汚染土壌を処理する場合、汚染土壌の処理完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日が記載されているか。運搬完了予定日から60日以内の日付が記載されているか。	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面（公図等）が添付されているか。	

汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面(公図等)が添付されているか。	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、土地の形質の変更の完了予定日	<input type="checkbox"/>
自然由来等土壌の使用に伴い、土地の形質の変更が完了する予定日が記載されているか。運搬完了予定日から60日以内の日付が記載されているか。	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、形質変更時要届出区域の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面(公図等)が添付されているか。	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面(公図等)が添付されているか。	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合、土地の形質の変更の完了予定日	<input type="checkbox"/>
一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌の使用に伴い、土地の形質の変更が完了する予定日が記載されているか。運搬完了予定日から60日以内の日付が記載されているか。	

◎チェックリスト【法第16条第1項:汚染土壌の区域外搬出届出書】

○計画書

チェック項目	チェック欄
概要	<input type="checkbox"/>
搬出しようとする者の氏名や要措置区域等の面積・区域外搬出の内容等当該搬出行為の概要が記載されているか。	
要措置区域等の所在地	<input type="checkbox"/>
全ての地番が記載されているか。一部の場合は当該部分が明示された図面(公図等)が添付されているか。	
汚染土壌の搬出の着手予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の搬出に着手する予定日が記載されているか。着手予定日の14日前までに届出されているか。	
汚染土壌の搬出完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の搬出が完了する予定日が記載されているか。	
汚染土壌の運搬完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌の運搬が完了する予定日が記載されているか。搬出完了予定日から30日以内の日付が記載されているか。	
汚染土壌の処理完了予定日	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日が記載されているか。運搬完了予定日から60日以内の日付が記載されているか。	
土地の形質の変更の完了予定日	<input type="checkbox"/>
自然由来等土壌又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌の使用に伴い、土地の形質の変更が完了する予定日が記載されているか。運搬完了予定日から60日以内の日付が記載されているか。	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	<input type="checkbox"/>
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度が記載されているか。また、汚染深度が決定していない単位区画がある場合、その単位区画の基準不適合深度設定の考え方が記載されているか。	
汚染土壌の体積等及び汚染土壌の区域外搬出に係る施工方法	<input type="checkbox"/>
搬出汚染土壌の対象区画及び範囲(面積・深度及び土量)が特定有害物質ごとに記載されているか。また、区域外搬出に係る施工方法の図や流れ等で記載されているか。	
汚染土壌の運搬の方法	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設又は他の形質変更時要届出区域までの自動車等ごとの運搬経路の概要、運搬フロー、緊急連絡体制が記載されているか。また、積替えがある場合、積替え施設の図や写真が添付されているか。	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/>
運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称が記載されているか。	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称、汚染土壌搬出先の形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の実施者	<input type="checkbox"/>
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称、汚染土壌搬出先の形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の実施者が記載されているか。複数の汚染土壌処理施設等へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称、汚染土壌搬出先の形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の実施者を記載されているか。	
汚染土壌を処理する施設の所在地	<input type="checkbox"/>
汚染土壌処理施設の所在地が記載されているか。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には各々記載されているか。	
自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	<input type="checkbox"/>
自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者(運搬受託者及び運搬請負者)の氏名又は名称、住所、電話番号が記載されているか。	
積替施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先	<input type="checkbox"/>
運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先が記載されているか。なお、『特別な運搬行為』についても、この行為を行う場所が積替場所として記載されているか。	
保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先	<input type="checkbox"/>
積替えのために汚染土壌を一時的に保管する場合は、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載されているか。	
工事実施体制及び連絡先	<input type="checkbox"/>
工事実施体制及び連絡先が記載されているか。	

◎チェックリスト【法第16条第1項:汚染土壤の区域外搬出届出書】

○添付資料

チェック項目	チェック欄
汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面	
搬出汚染土壤の場所が分かる要措置区域等の図面が添付されているか。図面により、①要措置区域等内において搬出を伴う区画、②特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる平面図及び断面図などが添付されているか。	□
第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合の調査の結果に関する事項	
土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項が添付されているか。(該当する場合)	□
使用予定の管理票の写し	
使用予定の管理票のうち、次に示す必要事項が記載されたものの写しが添付されているか。 ①管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ③処理受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ④法人にあっては、管理票の交付担当者の氏名 ⑤汚染土壤の特定有害物質による汚染状態 ⑥汚染土壤の荷姿 ⑦要措置区域等の所在地 ⑧積替え又は保管場所 ⑨汚染土壤処理施設の名称及び所在地	□
汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類	
汚染土壤の運搬に使用する自動車、貨車、船舶などの構造図が添付されているか。さらに、各段階における汚染土壤の運搬容器(内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など)も記載するとともに、図面等が添付されているか。	□
運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壤を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類	
運搬の過程において保管を行う場合には、保管施設の構造図及び写真が添付されているか。なお、複数の保管施設を経由する場合には各々添付されているか。	□
運搬に関する基準に基づき運搬することを示す書類及び図面	
法施行規則第 65 条各号の基準に従って実施する旨、記載されているか。	□

◎チェックリスト【法第16条第1項:汚染土壌の区域外搬出届出書】

○添付資料【区域間の移動なし】

チェック項目	チェック欄
汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類	
汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写しが添付されているか。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付されているか。	□
汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し	
処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しが添付されているか。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付されているか。	□
その他汚染土壌の区域外搬出に係る計画に関する書類	
その他汚染土壌の区域外搬出に係る計画に関して説明する必要がある場合は、関係書類が添付されているか。	□
追加内容()	

◎チェックリスト【法第16条第1項:汚染土壌の区域外搬出届出書】

○運搬に関する基準に基づき運搬することを示す書類及び図面【積替え・保管なし】①

チェック項目	チェック欄
<p>法施行規則第65条第1号</p>	
<p>運搬は次のように行うこととなっているか。 イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。 ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	□
<p>法施行規則第65条第2号</p>	
<p>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	□
<p>法施行規則第65条第3号</p>	
<p>自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	□
<p>法施行規則第65条第4号</p>	
<p>運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令第5条第23号及び第13条第1項第1号に規定する場合にあっては、第5条第23号の管理票をいう。)を備え付けること。</p>	□
<p>法施行規則第65条第5号</p>	
<p>混載等については、次によること。 イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。 ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。 ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合(当該汚染土壌を法第二十二條第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。)は、この限りでないこと。</p>	□
<p>法施行規則第65条第10号</p>	
<p>汚染土壌の荷卸しは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはならないこと。</p>	□
<p>法施行規則第65条第11号</p>	
<p>汚染土壌の引渡しは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行ってはならないこと。</p>	□
<p>法施行規則第65条第12号</p>	
<p>汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土壌処理業に関する省令第5条第22号ロ及び第13条第1項第1号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日)から30日以内に終了すること。</p>	□
<p>法施行規則第65条第13号</p>	
<p>管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p>	□
<p>法施行規則第65条第14号</p>	
<p>管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	□
<p>法施行規則第65条第15号</p>	
<p>当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>	□